

穂積駅南北地区連絡会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、穂積駅南北地区連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目的）

第2条 連絡会は、瑞穂市 J R穂積駅周辺整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の整備目標の達成に向けて、駅周辺における整備検討状況等の情報を共有するとともに、駅周辺にふさわしい土地利用のあり方などの地域の意向に沿った整備実施計画（案）の策定に係る協議・調整を行い、駅周辺の健全な発展に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）駅周辺のまちづくりについての情報共有・情報発信に関する事
- （2）市及び諸団体との協議・調整・情報交換に関する事
- （3）駅周辺の土地利用における地域の意向の集約調整に関する事
- （4）その他駅周辺のまちづくりを推進するために必要な事項に関する事

（会員）

第4条 連絡会は、次に掲げる者で構成する。

- （1）整備基本計画に示された優先的に整備するエリアを所管する区長
- （2）整備基本計画に示された優先的に整備するエリアを所管する自治会長
- （3）整備基本計画に示された優先的に整備するエリアを所管する民生委員
- （4）（旧） J R穂積駅周辺整備検討委員会の会長、副会長
- （5） J R穂積駅周辺まちづくり協議会の代表者

（役員）

第5条 連絡会に会長1名、副会長1名の役員を置く。

- 2 役員は、連絡会の会議（以下「会議」という。）において会員の中から互選する。
- 3 会長は、連絡会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その任務を代理する。

(役員及び会員の任期)

第6条 役員、会員の任期は、第2条の目的にかかる事項が終了するまでとする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し開催する。

2 会議の議長は、会長が行う。

(連絡会の運営)

第8条 連絡会は、必要に応じ、協議事項に関係する有識者又は地域関係者等に出席を求め、意見を聞き、連絡会の活動に反映させることができる。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、瑞穂市都市整備部穂積駅圏域拠点整備課に置く。

(解散)

第10条 連絡会は、第2条の目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年 月 日から施行する。